

[事案 26-62] がん診断給付金等支払請求

・平成 27 年 5 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

悪性新生物に該当しないことを理由に、がん診断給付金等が支払われなかつたことを不服とし、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 1 月、胃悪性間葉系腫瘍（GIST）により入院し手術を受けたため、給付金を請求したが、胃悪性間葉系腫瘍は悪性新生物に該当しないとして支払いを拒否された。しかしながら、GIST は悪性腫瘍であり、がん診断給付金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、「がん」とは悪性新生物をいう、と定め、悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 2003 年版準拠」の基本分類コードに規定される内容によるもので、「国際疾病分類一腫瘍学 第 3 版」（ICD-0）中の第 5 桁性状コードが「/2」、「/3」、「/6」、「/9」に該当するもの、と定めている。
- (2) 診断書では、傷病名は「胃悪性間葉系腫瘍」と記載されているが、病理組織診断は「GIST」であり、また、腫瘍径（25×17×17mm）・核分裂像数（4/50 視野）と確認されているため、ICD-0 中の第 5 桁性状コードでは、「/0」に分類される。
- (3) 医師回答書においても、悪性疾患であるか否かについて、「どちらともいえない（良悪境界）」と回答されており、がん診断確定があったとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、医療証明書等を含む）にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、約款における支払事由への該当が認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条に基づき手続を終了した。

<参考>

○約款における支払事由への該当が認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 生命保険契約は附合契約であり、診断給付金等が支払事由に該当するか否かは、申立人の疾病が約款の規定に該当するか否かにより決せられ、このことは契約者が約款の規定を具体的に認識していたか否かにかかわらない。約款に規定する「がん」は、一般に言われて「がん」全てを含むものではなく、以下、客観的な事実に基づき、約款の「悪性新生物」に該当するか検討する。
- (2) 約款では「悪性新生物」とは、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編『疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 2003 年版準拠』に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいう。」とさ

れ、本件関連部位である「(2)消化器の悪性新生物」が記載されている。また、「『悪性新生物』・・・とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編『国際疾病分類－腫瘍学 第3版』中、新生物の性状を表す第5桁コードが下記のものとする。」とされ、第5桁性状コードとして「/3」、「/6」、「/9」と記載がある。

- (3) 第5桁性状コードは分類であり、疾病のどの状態が該当するかという判断基準は示されていないが、ICD-0の各版には、「WHO Classification of Tumours of the Digestive System」(ブルーブック)が分類基準の基礎となっていることが示されている。ブルーブック自体は約款に引用されておらず、約款の内容となるものとは認められないが、当該新生物についてICD-0の分類項目への該当性の判断をする基準として用いることには合理性があると考える。
- (4) ブルーブックによると、GISTは、腫瘍径が5cm未満、核分裂数が50視野中5個未満であれば悪性と認定できないとされ、主治医回答書によると、腫瘍径は25mm×17mm×17mmであり、核分裂数は50視野中4個であり、申立人の疾病は検査時点では未だ悪性腫瘍には該当しない。